

## 企業財産包括保険の補償内容についてのご案内

(2015年10月1日以降補償開始用)

このリーフレットでは、企業財産包括保険の主な保険金の補償内容についての概要をご説明しております。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、弊社代理店、弊社社員および弊社損害サービスセンターにご相談ください。

### 保険金をお支払いする場合

#### 財物損害

(1) 火災による事故	(1)～(3)の事故によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
(2) 落雷による事故	
(3) 破裂または爆発による事故	
(4) 風災(台風、暴風など)、雹災、雪災による事故	(4)の事故によって保険の対象に生じた損害の額が一敷地内で20万円以上となった場合、損害保険金をお支払いします。20万円未満の場合にはお支払いの対象となりません。
(5) 水災(台風・暴風雨などによる洪水、高潮、土砂崩れ、落石など)	
(6) 偶然かつ外來の事故に直接起因しない不測かつ突發的な「電気的事故または機械的事故」	(5)～(7)の事故によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
(7) (1)～(6)以外の不測かつ突發的な事故	
臨時費用保険金	上記(1)～(7)の事故により損害保険金をお支払いする場合、損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします(ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円限度)。
残存物取片づけ費用保険金	上記(1)～(7)の事故により損害保険金をお支払いする場合、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用の実費をお支払いします(お支払いする損害保険金の10%限度)。
修理付帯費用保険金	上記(1)～(7)の事故により保険の対象に損害が生じた結果、その復旧にあたり発生した原因調査費用などの各種費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要・有益な費用に対して実費をお支払いします。(1回の事故につき、1敷地内ごとに、ご契約金額の30%または5,000万円のいずれか低い額限度)。
地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、建物が半焼以上となったときなどに、ご契約金額の5%をお支払いします(ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに、住宅・一般物件は300万円、工場物件は2,000万円限度)。
損害防止費用保険金	上記(1)～(3)の事故で損害、利益損失および営業継続費用の発生または拡大の防止のために必要または有益な次の費用を支出した場合に、お支払いします。 <ul style="list-style-type: none"><li>・消火薬剤などの再取得費用</li><li>・消火活動に使用したことにより損傷したものの修理・再取得費用</li><li>・消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用</li></ul>

#### 利益損失

(1) 火災による事故	
(2) 落雷による事故	
(3) 破裂または爆発による事故	
(4) 風災(台風、暴風など)、雹災、雪災による事故	(1)～(7)の事故によって保険の対象が損害を受けたことにより営業が休止または阻害されたために生じた利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)に対して利益保険金をお支払いします。
(5) 水災(台風・暴風雨などによる洪水、高潮、土砂崩れ、落石など)	
(6) 偶然かつ外來の事故に直接起因しない不測かつ突發的な「電気的事故または機械的事故」	(左記(4)～(7)の事故については、事故が発生した日の午前0時から所定の時間(免責時間)に生じた損失がお支払いの対象から除かれる場合があります。)
(7) (1)～(6)以外の不測かつ突發的な事故	

上記(1)～(7)にかかわらず、不測かつ突發的な原因によって構外ユーティリティ設備(注)の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた利益損失に対して利益保険金をお支払いします。(事故の発生した日の午前0時から24時間に生じた損失はお支払いの対象となりません。)

(注)

構外ユーティリティ設備とは、保険の対象と配管または配線により接続している以下に掲げる事業者の占有する電気・ガス・熱・水道・工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれに接続している配管または配線で以下に掲げる事業者の占有するもの(日本国内に所在するものに限ります。)をいいます。

- ・電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者
- ・ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者
- ・熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者
- ・水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者
- ・電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者

## 営業継続費用

(1)	火災による事故
(2)	落雷による事故
(3)	破裂または爆発による事故
(4)	風災(台風、暴風など)、 <sup>ひょう</sup> 雹災、雪災による事故
(5)	水災(台風・暴風雨などによる洪水、高潮、土砂崩れ、落石など)
(6)	偶然かつ外來の事故に直接起因しない不測かつ突発的な「電気的事故または機械的事故」
(7)	(1)～(6)以外の不測かつ突発的な事故

(1)～(7)の事故によって保険の対象が損害を受けたことにより生じた営業収益の減少を防止・軽減するために必要な追加費用に対して営業継続費用保険金をお支払いします。

上記(1)～(7)にかかわらず、不測かつ突発的な原因によって構外ユーティリティ設備(注)の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されたために生じた営業継続費用に対して営業継続費用保険金をお支払いします。

(注)

構外ユーティリティ設備とは、保険の対象と配管または配線により接続している以下に掲げる事業者の占有する電気・ガス・熱・水道・工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれに接続している配管または配線で以下に掲げる事業者の占有するもの(日本国内に所在するものに限ります。)をいいます。

- ・電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者
- ・ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者
- ・熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者
- ・水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者
- ・電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者

### 【ご注意】

- ・企業財産包括保険は、財物損害、利益損失、営業継続費用からお客さまがお選びになった補償を対象としています。
- ・ご契約の際に支払限度額または自己負担額(免責金額)を設定した場合は、お支払いする保険金に支払限度額または自己負担額が適用される場合があります。
- ・お客さまのご希望により、各種の「補償対象外特約」などをセットすることにより、一部の補償を除外する場合があります。この場合は、本表に掲載されているものであっても、補償の対象となりません。
- ・オプションの特約をご契約の場合は、本表に掲載されている以外に保険金のお支払いの対象となる場合があります。
- ・その他、セットされた特約により、支払条件や支払額が変更される場合があります。
- ・下記のものを保険証券に明記してご契約した場合でも、盗難によって生じた損害は補償されません。  
①通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類するもの  
②貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの

以上のように、本商品は、お客さまのご選択によって、補償内容が異なっております。

ご契約内容の詳細につきましては、保険証券、保険の約款などでご確認ください。

AIG損害保険株式会社